

## 申請検討にあたっての留意事項

タイプ		セメスター型				集中型		ワークショップ型		
①	留学先大学等の検討・決定方法の一般的な手順	1. 東北大学の指導教員と相談し、博士課程前期及び後期での研究計画を策定する 2. その計画達成に資する東北大学の指導教員と人的・学問的つながりのある留学希望大学等の研究室の中から、東北大学の指導教員と相談し、留学希望大学等、留学希望大学等での希望指導教員、留学開始時期・期間を決定し、募集要項を熟読のうえ、これに適したCOLABSタイプを選択する 3. 当該留学希望大学等研究室の希望指導教員と④.1～6]について、東北大学の指導教員を交えて相談し、当該留学希望大学等での諸事項を確認する 4. 当該留学希望大学等研究室の希望指導教員より、受け入れの許可を得る								
②	留学期間	1学期相当（最短3ヶ月）～1年以内				32日以上3ヶ月以内		10日以上31日以内		
③	留学希望大学等の種類	大学間協定校		部局間協定校		左記以外の機関※3		大学間協定校 部局間協定校	左記以外の機関※3	
④	※ 留 学 希 望 大 学 等 で の 必 要 確 認 事 項	1. 在籍身分	交換留学生※1	交換留学生以外※2	交換留学生※1	交換留学生以外※2				
		2. 申請に必要な語学要件等	交換留学生に課されるのと同等の要件が課される	自身で確認する	交換留学生に課されるのと同等の要件が課される	自身で確認する				
		3. 申請の方法・手続き	自身で確認の上、適宜留学生課のサポートを受け、自身で行う	自身で確認及び手続きをする	自身で確認の上、適宜部局担当係のサポートを受け、自身で行う	自身で確認及び手続きをする				
		4. 授業料	かからない（一部例外あり）	かかる（費目、金額、支払方法は自身で確認し、支払う※4	かからない（一部例外あり）	かかる（費目、金額、支払方法は自身で確認し、支払う）※4	自身で確認する（「かかる」場合、費目、金額、支払方法は自身で確認し、支払う）			
		5. 居住先の決定・手続き	学生寮等の紹介を受けた上で自身で行う	自身で探し、手続きをする※5	学生寮等の紹介を受けた上で、自身で行う	自身で見つけた上、手続きする※5				
		6. 図書館等共有施設の使用可否	使用可能（一部例外あり）	自身で確認する	使用可能（一部例外あり）	自身で確認する				
⑤	学内申請期限	いずれの型においても、募集要項（特に2頁「2.応募から出発までのスケジュール」、4頁「1.応募書類の提出」）を確認したうえで、以下を参照すること								
		・各部局において設定される（留学開始月の5～7ヶ月以上前に設定されることが多い） ・詳細は自身の所属部局の教務等担当係に確認すること				・各部局において設定される（留学開始月の3～4ヶ月前に設定されることが多い） ・詳細は自身の所属部局の教務等担当係に確認すること				

※上記は学内申請、及び留学先大学への申請時に必要な最低限の例示であり、「上記のみを確認しさえすればよい」というものではない

※1：「大学間協定校」にセメスター型で留学を希望する場合で、以下のような事由に該当する場合、「交換留学生」として申請することは出来ない

- ◇留学先大学等で交換留学生として受け入れ可能な枠が埋まっている
- ◇留学先大学等で設定した期日までに、学内選考を経た上で申請することが出来ない
- ◇留学先大学等が課している語学要件等を、学内選考を経た上で申請する時までに満たすことが出来ない
- ◇留学先大学等が、留学を希望する研究科への、東北大学生の交換留学生としての受け入れを行わない（当該研究科が、大学間交流協定に含まれない等の理由による）
- ◇留学先大学等が、自身の所属する研究科（学部）の東北大学生を交換留学生として受け入れない（当該研究科が、大学間交流協定に含まれない等の理由による）

※2：「交換留学生以外」の在籍身分で留学する場合、「セメスター型・集中型・ワークショップ型」の別によらず、「どのような受け入れ身分が存在するのか」「自身はどの在籍身分での留学となるのか」も含め、「④.1～6」について、留学先大学等での指導教員に適宜相談した上、全て自身が確認・手続きを行う必要がある。留学生課、及び部局担当係は一切の関与を行わない

※3：「セメスター型・集中型・ワークショップ型」の別によらず、「大学間協定校でも、部局間協定校でもない大学等」に留学を希望する場合、募集要項に記載の必須の提出書類に加え、「申立書」と「学生交流等にかかる合意文書」を提出する必要がある

※4：セメスター型及び「交換留学生」以外で留学する場合で、授業料が発生しないよう留学先と交渉する場合は別紙3『「申立書」及び「学生交流等に係る合意文書」について』の作成例2を利用することも可能。

※5：留学先大学等の希望指導教員に相談し、居住先の照会を受ける、居住先の探し方を教わる等の助言を得ながら、自身で探し、手続きを行う